

交通 DX 等労働生産性向上事業補助金に関する Q&A

令和 8 年 5 月
(一社)兵庫県トラック協会

■テールゲートリフター導入事業、トラック搭載型クレーン導入事業

【1. 申請要件・申請者】

問 1. 割賦販売のため機器装着車両の所有者が自動車販売会社（ディーラー）となっている場合は、補助金申請ができますか。

答. 申請日までにトラック運送事業者が当該車両の残代金を完済し、所有権を取得し、かつ、車検証の名義変更を行わなければ、補助金の交付を受けられません。

【2. 申請方法等】

問 1. インターネット申請はできますか。

答. できません。

問 2. 複数の支店、営業所でテールゲートリフターを導入している場合は、それぞれの営業所ごとに申請を行えばよいのでしょうか。

答. 本社（県内主要拠点）が代表して申請を行ってください。

【3. 補助対象】

問 1. 中古品の機器（テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン）は補助金の対象となりますか。

答. 対象とはなりません。

問 2. 今まで使用していた機器が古くなったので、新品に付け替えた場合は、補助を受けることはできますか。

答. 古いものと新しいものの付け替え（入れ替え）は補助金の交付を受けることはできません。

問 3. テールゲートリフター付き又はトラック搭載型クレーン付きのいわゆる「新古車」を導入した場合は対象となりますか。

答. 新古車であっても、既に機器が装着されているものを導入されている場合は中古品の導入となりますので、補助金の交付を受けることはできません。

問 4. 補助金の交付を受けた機器は、補助金が交付されてから最低何年使用しなければならないのでしょうか。

答. テールゲートリフター及びトラック搭載型クレーンのいずれも、装着した日から、法定耐用年数の期間（5年間）は使用する必要があります。5年未満で処分や譲渡すると補助金を返還しなければなりません。

【4. 申請書類等】

問1. 申請書類は何部作成する必要がありますか。

答. 正本1部を作成してください。それ以外に申請者で書類の写し（コピー）を必ず保管してください。
なお、申請書類は5年間保存する必要があります。

問2. 見積書と請求書に補助対象機器の導入費（機器の購入価格）の記載がない場合はどのようにすればよいですか。

答. 所定の様式に記載がない場合は、自動車販売会社等が手書きで追記してください。なお、その際には記入者の所属会社名、氏名の記入等をあわせてお願いします。

問3. 見積書や請求書、支払いを証する書類に車両番号や型式などの記載がない場合はどのようにすればよいですか。

答. 所定の書類に記載がない場合は、自動車販売会社等が手書きで追記して対応してください。なお、その際には記入者の所属会社名、氏名の記入等をあわせてお願いします。

問4. 新車導入の場合でも、機器代金だけの見積書、請求書、支払いを証する書類の提出でよいのでしょうか。

答. 新車への装着による導入の場合は、機器代金分の他に、車両本体の見積書、請求書、支払いを証する書類（領収証の写し）の提出が必要です。

問5. 補助対象機器の導入が判別できる書類とは、具体的にどのような書類を提出すればよいのでしょうか。

答. 自動車販売会社発行の見積書や明細書、あるいは架装メーカーや機器メーカーの見積書や明細書など、補助対象機器の導入費（補助対象機器の購入価格）、メーカー名、商品名、型式が記載されている書類を提出してください。

問6. 新車新規登録後に移転登録を行った場合、自動車検査証は移転登録前後それぞれ提出が必要になりますか。

答. そのとおりです。移転登録前後の各1通の車検証の写しを提出してください。なお、電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」の写しを提出してください。

問7. 書類の中に写真を提出することになっていますが、カラー必須ですか。

答. 原則として、カラーによる提出をお願いします。なお、カラーによる提出が困難な場合は白黒による提出でも構いませんが、その際は車両ナンバーや銘板の文字等写真の内容が判別できるように鮮明なものを必ず提出してください。もし白黒で内容が判別できない場合は、再提出を求める場合があります。

問8. リース契約書に車番等の記載がない場合は、どのようにしたらよいでしょうか。

答. 契約書のほかに、車番等の記載がある書類（物件引取証等）を必ず提出してください。

【5. 購入・支払方法等】

問1. 機器装着車両の購入形態は、自社購入・リースいずれも認められますか。

答. 車両の購入形態は、自社購入・リースのいずれも認められます。

問2. 手形あるいは割賦により導入した場合は、補助を受けることはできますか。

答. 手形あるいは割賦による購入形態は、そのままでは補助対象事業が完了したとみなされないため、補助を受けることはできません。割賦払いや手形支払で購入した場合は、申請日までにトラック運送事業者が当該車両の残代金を完済し、所有権を取得し、かつ、車検証の名義変更を行わなければ、補助金の交付を受けられません。

問3. 支払いは、いつまでに完了していなければなりませんか。

答. 申請日までに支払いが完了していなければ、補助を受けることができません。

問4. テールゲートリフターやトラック搭載型クレーンの機器の購入時に値引きを受けた場合は、機器の導入費、申請額は申請書類にどのように記載すればよいでしょうか。

答. 値引き後の金額が導入費にあたります。導入費には値引き後の金額を記載してください。申請額は、導入費に補助率を掛けた金額を記載してください。

【6. その他】

問1. 申請受付期間内に申請数が予算額を超過した場合は、受付を締め切るのでしょうか。

答. 申請書類は先着順に受け付け、申請が予算額に達する直前で受付を締め切ります。したがって、申請数が予算額を超過した場合は受付最終日を待つことなく受付を締め切ります。受付締切後に到着した申請は受理いたしませんので、予めご了承ください。

問2. 補助金の支払い時期はいつですか。

答. 補助金の支払は2027年2月末頃を予定しています。

※Q&Aの内容は掲載後、修正・変更させていただく場合があります。